

○大府市軽度・中等度難聴児支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児の補聴器の購入に係る費用又は修理に係る費用の一部を助成することにより、軽度・中等度難聴児の言語習得及び教育における健全な発達を支援することを図ることを目的として実施する大府市軽度・中等度難聴児事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、本市に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている18歳未満の者のうち次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 両耳の聴力レベルが30デシベル以上で、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付の対象とならない者であること。
- (2) 身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関の医師（以下「医師」という。）が、補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると判断した者であること。

2 前項に該当する者のうち、対象者が労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他法令の規定に基づき、補聴器購入費の助成を受けている者は、同項の規定にかかわらず、対象者とししない。

(対象となる補聴器)

第3条 助成の対象となる補聴器は、補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号。以下「告示」という。）別表に定める補聴器とする。

(対象となる経費)

第4条 事業の対象となる経費は、新たに補聴器を購入する経費又は修理に係る経費（第7条第3項に規定する助成券を用いて購入した補聴器の修理に係る経費に限る。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、対象者が、第7条第3項に規定する助成券を用いて補聴器を購入してから5年を経過していない場合は、新たな補聴器の購入に係る経費は、助成の対象とししない。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、別表に定める基準価格に100分の106（告示第4項に規定する購入等にあつては100分の110、告示第5項に規定する購入等にあつては100分の95）を乗じた額と補聴器の購入又は修理に要する額のいずれか低い方の額に、3分の2を乗じた額（1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。）とする。

(申請)

第6条 事業を利用しようとする対象者の保護者（児童福祉法（昭和22年法律第164号）

第6条に規定する保護者をいう。)は、大府市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

(1) 医師が、対象者の聴力検査を実施した上で交付した大府市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成に係る意見書(第2号様式。以下「医師意見書」という。)

(2) 医師意見書に基づき、補聴器販売業者(本市の補装具費の支給に係る代理受領の合意をしている業者をいう。)が作成した見積書及び内訳書

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、補聴器の修理に係る助成の場合は、医師意見書の提出を要しないものとする。

(決定通知等)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請を受理した場合は、その内容を審査し、事業の利用を決定したときは、大府市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成決定通知書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、審査の結果、事業の利用を却下したときは、大府市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成却下決定通知書(第4号様式)により申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により事業の利用を決定したときは、申請者に対し、大府市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成券(第5号様式。以下「助成券」という。)を交付する。
(補聴器の購入又は修理)

第8条 前条第1項の規定により決定の通知を受けた者(以下「受給者」という。)は、補聴器の購入又は修理を行う業者(以下「納入業者」という。)に、助成券を提出するとともに、補聴器の購入又は修理に係る費用から助成金の額を差し引いた額を支払うものとする。

(費用の請求)

第9条 前条の規定により補聴器の購入又は修理を行った納入業者は、市長に対し、大府市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成費用請求書(第6号様式)に必要事項を記入した助成券を添えて助成金を請求するものとする。

(譲渡等の禁止)

第10条 受給者は、給付された補聴器を目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付又は担保に供してはならない。

(給付費用の返還)

第11条 市長は、受給者が偽りその他不正の手段により助成を受け、又は前条の規定に違反したと認めるときは、当該助成に要した費用の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和 9 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、既になされた申請は、この要綱の失効後も、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 2 年 1 2 月 2 5 日から施行し、令和元年 1 0 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 1 0 月 2 2 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 費用の額の基準（第4条、第5条関係）

名称	一台当たりの価格 (円)	付属品	耐用 年数	備考
高度難聴用 ポケット型	44,000	電池 イヤモー ルド	5年	上限価格は電池、骨導レシーバー又はヘッドバンドを含むものであること。ただし、電池については補聴器購入時のみの付属品であり、修理による支給は認められないこと。 身体の障害の状況により、イヤモールドを必要とする場合は、告示別表の3修理基準（8）その他（以下「修理基準」という。）の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。 ダンパー入りフックとした場合は、250円増しとすること。 平面レンズを必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を、また、矯正用レンズ又は遮光矯正用レンズを必要とする場合は、眼鏡の修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。 難聴用耳かけ型で受信機、オーディオチューン、ワイヤレスマイクを必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。 デジタル式補聴器で、補聴器の装用に関し、専門的な知識・技能を有する者による調整が必要な場合は2,000円を加算すること。
高度難聴用 耳かけ型	46,400			
重度難聴用 ポケット型	59,000			
重度難聴用 耳かけ型	71,200			
耳あな型 (レディメイド)	92,000			
耳あな型 (オーダーメイド)	144,900	電池		
骨導式 ポケット型	74,100	電池 骨導レシーバー ヘッドバンド		
骨導式眼鏡 型	126,900	電池 平面レンズ		

- 1 修理にかかる費用の額の基準については、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。
- 2 費用の額の基準の算定は、告示第3項、第4項及び第5項の規定を準用する。
- 3 「高度難聴用」とあるのは、「軽度・中等度用」を含む。